競争参加者の資格に関する公示

東北森林管理局が発注する矢本西地区第５治山工事は、単体又は経常建設共同企業体又は特定建設工事共同企業体による一般競争入札により行うこととし、特定建設工事共同企業体（以下「特定共同企業体」という。）の資格審査申請の受付の期間及び方法を次のとおり公示する。

平成27年７月１日

東北森林管理局長　飛山　龍一

◎調達機関番号　018　◎所在地番号　05

1　工事名　矢本西地区第５治山工事

2　工事場所　宮城県東松島市矢本字浜須賀松国有林

3　工事の概要　盛土工　470,504㎥

4　予定工期　契約締結の翌日から平成28年３月10日まで

5　工事区分　土木一式工事

6　資格審査申請書類の入手方法、交付場所、受付期間、受付場所及び提出方法

⑴　入手方法　「競争参加資格審査申請書（特定建設工事）」（以下「申請書」という。）は、平成27年７月２日（午前９時から午後４時まで。ただし、正午から午後１時までを除く。）から、特定建設工事共同企業体としての資格を得ようとする者に交付する。

⑵　交付場所　〒010―8550 秋田県秋田市中通５―９―16　東北森林管理局総務企画部経理課支出係　電話018―836―2186

⑶　受付期間　平成27年７月２日から平成27年８月10日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日（午前９時から午後４時まで。ただし、正午から午後１時までを除く。）。

なお、平成27年７月２日以降、当該工事に係る開札の時までの土曜日、日曜日及び祝日を除く期間においても、随時、申請を受け付けるが、当該開札の時までに審査が終了せず、競争に参加できないことがある。

⑷　受付場所　上記６⑵の場所と同じ。

⑸　提出方法　書面は、特定共同企業体の代表者又はそれに代わる者が持参又は郵送（郵便書留に限る。）により提出するものとし、電送によるものは受付けない。

7　特定共同企業体としての資格要件等

⑴　構成員の数　２者又は３者とする。

⑵　特定共同企業体の構成員及び特定共同企業体としての資格要件　平成27年７月１日付け入札公告（建設工事）の、矢本西地区第５治山工事に係る競争参加資格要件を全て満たしていること。

⑶　結成方法　自主結成とする。

⑷　出資比率　各構成員の出資比率は、構成員の数が２者の場合にあっては30％以上、構成員の数が３者の場合にあっては20％以上でなければならないものとする。

⑸　有効期間　共同企業体の有効期間は、次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める期間とする。

①　発注工事の契約の相手方となった者　競争参加資格が決定されたときから工事の請負代金の完成払いをしたときまで。

②　発注工事の契約の相手方とならなかった者　競争参加資格が決定されたときから契約の相手方が確定したときまで。

8　資格審査申請書類

⑴　一般競争参加資格審査申請書　別記様式１及び一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）により提出すること。

⑵　特定建設工事共同企業体協定書　２者又は３者間で交わした協定書の副本を提出すること。

9　資格審査結果の通知

資格審査の結果は、東北森林管理局長から資格確認通知書を平成27年８月19日までに通知する。

10　入札参加資格の確認

特定共同企業体の資格審査申請をする者は、併せて支出負担行為担当官東北森林管理局長が公告する競争参加資格の確認を受けること。

11　その他

⑴　特定共同企業体の名称は、代表者社名・構成員社名・構成員社名　矢本西地区第５治山工事共同企業体とする。

⑵　詳細は平成27年７月１日付け入札公告（建設工事）の、矢本西地区第５治山工事による。

⑶　申請手続きについて不明な点があれば、上記６の⑵に照会すること。

競争参加者の資格に関する公示

特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）を結成し、支出負担行為担当官大阪航空局長が発注する下記の工事における競争参加者の資格を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

平成27年７月１日

大阪航空局長　蒲生　　猛

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　027

1　工事概要

⑴　工事件名　那覇空港滑走路横断ケーブルダクト新設工事（電子入札対象案件）

⑵　工事内容　本工事は、那覇空港滑走路増設に伴い幹線ダクトを新設するものであり、仮設備工、立坑築造工、薬液注入工、管推進工、ケーブルダクト工、マンホール築造工、仮設工、緑地工及び準備工（磁気探査）を実施するものである。

仮設備工　１式
立坑築造工（径9.2m、約30m）３箇所
薬液注入工　約60kℓ
管推進工　436m
ケーブルダクト工　約440m
マンホール築造工　３基
仮設工　敷鉄板　１式
緑地工　種子吹付工　約200㎡
準備工　１式

⑶　工事場所　沖縄県那覇市（那覇空港内）

⑷　工期　契約締結日の翌日から平成29年３月24日まで

2　資格審査申請書の受付期間

平成27年７月１日から平成27年７月31日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条第１項に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を含まない。）までの間の９時から17時まで。なお、平成27年７月31日（休日を除く。）以降においても、随時、申請を受け付けるが、開札の時までに当該共同企業体としての資格の認定を受けていなければならない。

3　申請の方法

⑴　申請書の交付場所　共同企業体としての資格を得ようとする者に以下の場所で競争参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）を交付する。〒540―8559 大阪府大阪市中央区大手前４丁目１番76号大阪合同庁舎第４号館15階　大阪航空局総務部経理課契約係　電話番号06―6949―6206

⑵　申請書の提出方法　申請者は、申請書に次に掲げる書類を添付し、持参により提出すること。なお、提出場所は⑴に示す申請書の交付場所と同じ。

①　４⑵③に規定する資格を有していることを証明するため、全ての構成員の資格決定通知書の写し

②　４⑶①から③までの要件を満たすことを判断できる各構成員の工事の施工実績を記載した書類

③　４⑺により締結した特定建設工事共同企業体協定書の写し

⑶　申請書等の作成に用いる言語　申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

4　共同企業体としての資格及びその審査

⑴　構成員の数　構成員の数は２社とする。

⑵　組合せ及び構成員の資格要件　構成員の組合せは、次の条件に該当する者の組合せとするものとする。

①　予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

②　予決令第71条の規定に該当しない者であること。

③　平成27・28年度国土交通省一般（指名）競争参加資格「土木工事業」に格付けされた大阪航空局における競争参加資格を有する者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、大阪航空局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。

なお、当該資格を有していない者については、「競争参加資格に関する公示」（平成26年10月１日付官報）に記載されている申請方法等により、競争参加資格の申請を受け付ける。

④　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。但し、③の再認定を受けている者を除く。